

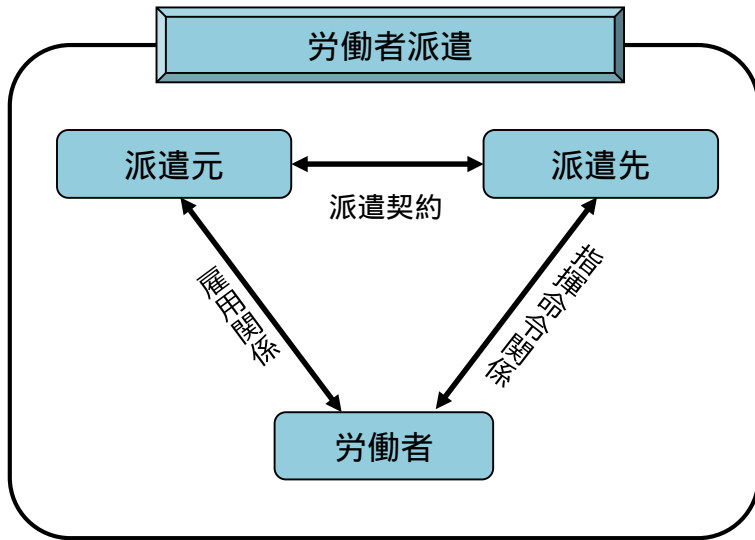
関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
16	特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充	厚生労働省 経済産業省	1
30	施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和	農林水産省	20
25	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正	農林水産省	27
28	優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止	農林水産省 国土交通省	39
17	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用	国土交通省	51
7	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び計画期間の見直し	内閣府	54
22	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し	内閣官房	60
19	地域型保育給付費等の支出に係るルールの整備・明確化	こども家庭庁	62
21	小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加	こども家庭庁	63
29	宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化	国土交通省	65
8	夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和	文部科学省	71

労働者派遣とは

労働者派遣：自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること。（労働者派遣法第2条第1号）

派遣元・派遣先・労働者の三者関係



労働者派遣

派遣元

派遣先

派遣契約

雇用送付

指揮命令

労働者

請負

請負業者

注文主

請負契約

雇用送付

労働者

労働者派遣契約（派遣契約）

派遣元事業主と派遣先との間で、派遣労働者が従事する業務の内容、派遣就業の場所、労働者派遣の期間等の一定事項を定める。

重点番号16：特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充（厚生労働省）

労働者派遣の禁止業務について

労働者派遣の適用除外業務（法第4条）

次の業務では、労働者派遣を行うことができない。

港湾運送業務、 建設業務、 警備業務、 その他政令で定める業務（＝医療関連業務）

禁止の理由

港湾運送業務	業務の波動性等その特殊性にかんがみ、港湾労働法において、港湾労働の実情を踏まえた特別の雇用調整制度が設けられているため。
建設業務	建設業務については、現実に重層的な下請関係のもとに業務処理が行われている中で、現場における雇用責任の所在の不明確化やそれに伴う労働者保護の欠落が生ずるおそれがあること等から、労働者派遣事業を禁止している。一方で、建設業務については、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」において、実施計画の認定を受けた建設事業主団体の構成事業主が、厚生労働大臣の許可を受けた上で、計画に記載した当該団体の構成事業主に常用労働者を一時的に送り出すことができる特別な仕組みを認めている（建設業務労働者就業機会確保事業）
警備業務	請負形態により業務を処理することが警備業法上求められており、労働者派遣を認めることは、その業務の適正な遂行を確保するためには適当でないため。
医療関連業務	病院等が派遣労働者を受け入れると、病院がチーム医療の構成員を特定できず、また、チーム医療の構成員に派遣元事業主の都合によって差し替えられる者が含まれることとなり、チーム医療の構成員によるお互いの能力把握や意思疎通が十分になされず、チーム医療に支障が生ずるおそれが強く、また、生命及び身体に関わる医療関連業務については慎重を期す必要があるため。

建設業務における雇用改善対策

建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)

(雇用管理責任者)

第五条 事業主は、建設事業(建設労働者を雇用して行うものに限る。第八条において同じ。)を行う事業所ごとに、次に掲げる事項のうち当該事業所において処理すべき事項を管理させるため、雇用管理責任者を選任しなければならない。

- 一 建設労働者の募集、雇入れ及び配置に関すること。
- 二 建設労働者の技能の向上に関すること。
- 三 建設労働者の職業生活上の環境の整備に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、建設労働者に係る雇用管理に関する事項で厚生労働省令で定めるもの

2・3 (略)

ω

(書類の備付け等)

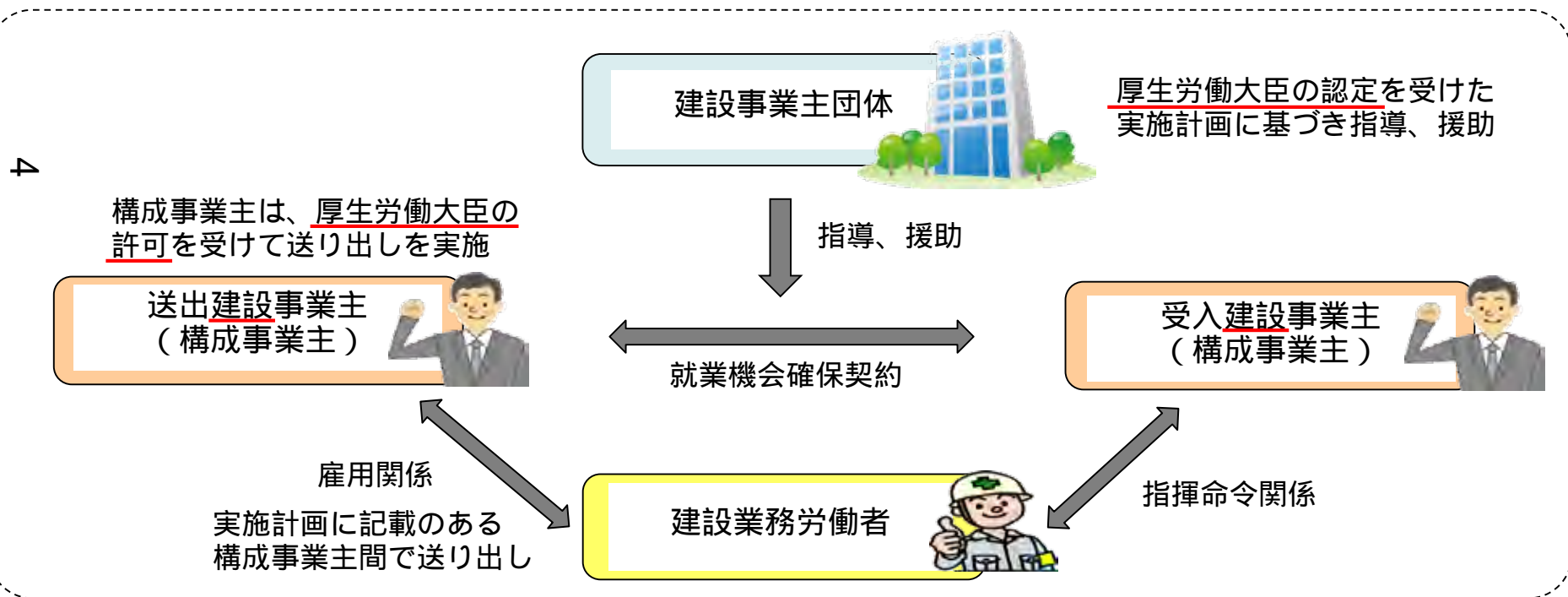
第八条 一の場所において行う建設事業の仕事(以下この条において「建設工事」という。)の一部を請負人に請け負わせている事業主(当該建設工事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下この条において「元方事業主」という。)は、当該建設工事について、その請負人(当該建設工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものとし、当該建設工事につき常態として建設労働者を雇用する請負人に限る。以下この条において「関係請負人」という。)ごとに、その氏名又は名称、その雇用する建設労働者を当該建設工事に従事させようとする期間及びその選任に係る雇用管理責任者の氏名を明らかにした書類を、厚生労働省令で定めるところにより、当該建設工事に係る事業所に備えて置かなければならない。ただし、当該建設工事に係る事業所において元方事業主及び関係請負人が雇用する建設労働者の数が厚生労働省令で定める数未満である場合は、この限りでない。

2 元方事業主は、関係請負人に対して、第五条第一項に規定する事項の適正な管理に関し助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

建設業務労働者就業機会確保事業

建設業は、受注状況により現場の労働者が過剰となる場合と不足する場合が同時に見られ、一時的に余剰となった労働者が解雇されるなど、雇用が不安定化するおそれがある。

雇用を維持し、雇用の安定を図るとともに、必要な技能労働者の確保を図ることを目的に、実施計画の認定を受けた建設事業主団体の構成事業主が、自己の常時雇用（ 1 ）する建設業務労働者を、その雇用関係を維持しながら、他の構成事業主の指揮命令を受けて、その事業主の建設業務に従事させるために、一時的（ 2 ）に送り出しを行う。



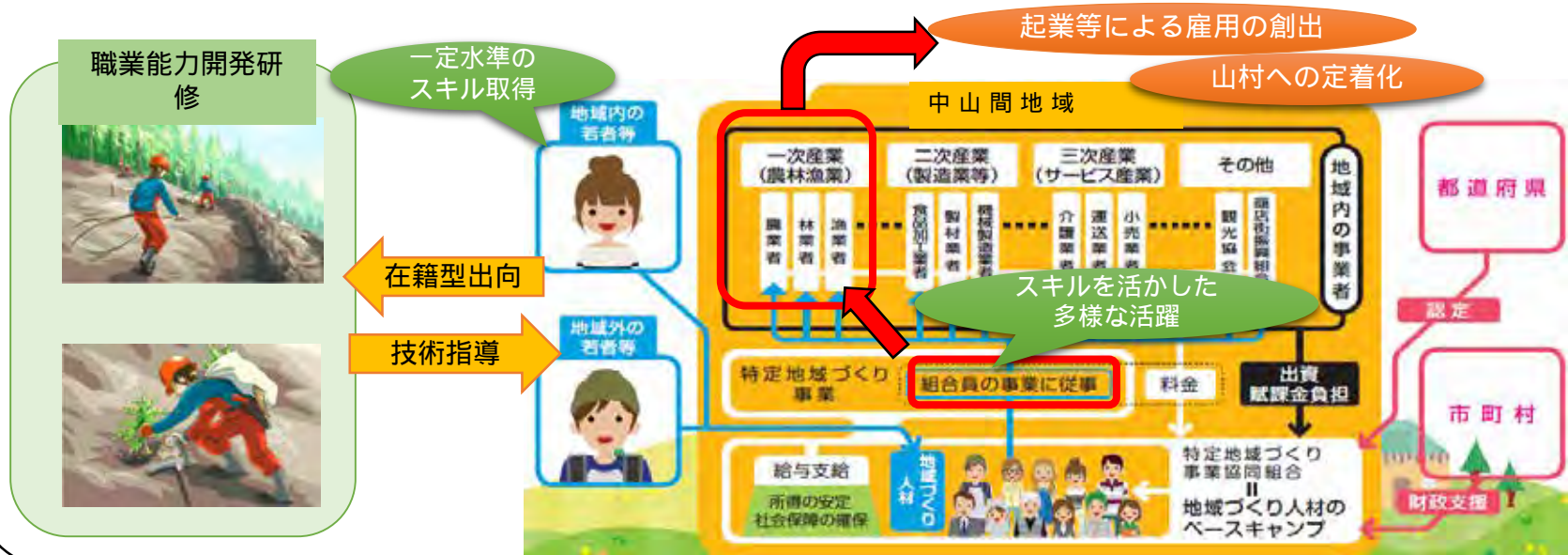
- 1 期間の定めのない雇用契約や有期契約の更新により、期間の定めのない雇用契約と同等と認められる雇用の場合。また、社会保険や労働保険が適用されていることが必要。
- 2 事業年度ごとに、送出人数は送出事業主の雇用する労働者の5割以下、送出期間は所定労働日数の5割以下。

特定地域づくり事業協同組合の組合員が実施する職業能力開発研修の活用について

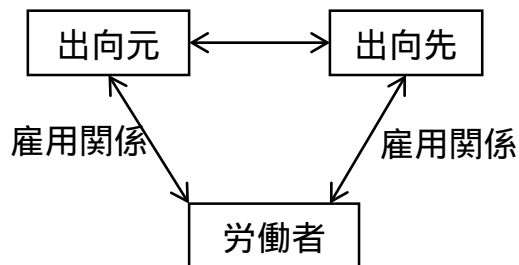
林業について、在籍型出向の仕組みを活用して、特定地域づくり事業協同組合の組合員である林業経営体の下で、職員に対し林業に関する職業能力開発を実施する場合の手続等を新たに整備

令和3年度から、緑の雇用事業（林野庁）のトライアル雇用研修により、特定地域づくり事業協同組合の組合員である林業経営体（出向先）が、職員に対して行う林業に関する職業能力開発研修に要する経費（指導費(5千円/日(上限60日)や技術習得推進費(9万円/月(最大3か月)）等を支援

5



【在籍型出向】 出向契約



在籍型出向は、関係会社における雇用機会の確保、経営指導、技術指導の実施、職業能力開発の一環、企業グループ内の人事交流の一環等の目的を有して行われる必要。トライアル雇用研修を活用した在籍型出向による林業の実施は、職業能力開発を目的とするもの。